

知事登録普通肥料生産の手引き

肥料制度の概要について

I	肥料制度の概要	1
	【肥料の品質の確保等に関する法律の目的】	1
	【肥料の定義】	1
	【肥料の分類 — 特殊肥料と普通肥料 —】	1
	【異物混入の禁止】	2
	【肥料の品質の確保等に関する法律の適用の除外】	3
	【肥料制度を遵守する義務のある者 — 生産業者、輸入業者、販売業者 —】	3
	【登録と届出】	3
	【登録証】	5
	【登録の有効期間更新】	5
	【生産や輸入についての登録・届出をした後、申請内容を変更した場合や再交付の必要がある場合、登録を廃止する場合の各種申請・届出】	6
	【販売業務開始の届け出】	7
	【肥料内容についての表示義務】	7
	【帳簿の備え付けの義務】	7
	【農林水産大臣や都道府県知事への報告】	8
	【立入検査】	8
II	肥料登録申請、届出にかかる事項の決まり	9
	【肥料の名称について】	9
	【植物に対する害に関する栽培試験について】	10
	【指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料等)となる要件】	13
III	参考資料	14

令和4年3月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

<各申請・届出の提出先及び問い合わせ先>

千葉県農林総合研究センター検査業務課
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町941-1
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

I 肥料制度の概要

【肥料の品質の確保等に関する法律の目的】

肥料を生産・輸入し、または販売するにあたり、肥料の品質の確保等に関する法令を基にした肥料制度に従う必要があります。

この制度の目的として、

- ① 肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保する。
 - ② 公正な取引(成分が正しく表示され、その表示に基づき評価、取り引きされ、違反行為が行われないようにする。)と安全な施用を確保する。
 - ③ ①、②により、農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資する。
- 以上のことが挙げられます^{*1}。

この目的を達成するため、肥料の公定規格や施用基準を設定し、公定規格等に適合した肥料のみが登録、届出され、生産・輸入できることとするとともに、検査により品質等の確認を図ることなどが行われます。

※1 肥料の品質の確保等に関する法律第一条(昭和25年5月1日 法律第127号)

【肥料の定義】

肥料制度では、以下の3つのうちいずれかに該当するものを、肥料と定義しています^{*2}。

- ① 植物の栄養とするため、土地に施用するもの。
- ② 植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。
- ③ 植物の栽培に役立つよう、土壌に化学変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

なお、「この品は肥料ではない。」と主張したとしても、上記①～③に該当するものは、肥料制度の対象となります。

一方、「これは肥料である。」と主張したとしても、上記の①～③に該当していなければ、制度の対象にはなりません。

植物栄養学においては、多くの物質(元素)が植物の栄養となることがわかっています。それらの物質は、植物にとって多量に必要なもの、微量ですむもの、自然界に豊富に存在しているので肥料として施用する必要がほとんどないものなど多種多様です。

このようなことから、肥料制度においては、施用する必要がある物質を制度の対象とすることが基本になっています。

よって、肥料制度では、「窒素(N)」、「りん酸(P_2O_5)」、「加里(K_2O)」、「石灰(CaO)」、「苦土(MgO)」、「マンガン(MnO)」、「けい酸(SiO_2)」、「ほう素(B_2O_3)」を肥料の主成分として定め、制度の対象の骨格としています。

その他、「硫黄分(SO_3)」、「鉄(Fe)」、「銅(Cu)」、「亜鉛(Zn)」、「モリブデン(Mo)」などについては植物の栄養素ですが、制度の上では別途の取扱い(材料：効果発現促進材)としています。

※2 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第一項(昭和25年5月1日 法律第127号)

【肥料の分類 ー特殊肥料と普通肥料ー】

目的を効率的に達成するため、肥料制度では上記で定義した肥料を、「特殊肥料」及び「普通肥料」の2つに分類しています。

1 特殊肥料

「特殊肥料」は、どのような原料をどのような生産工程で生産するかについて農林水産大臣が定めています^{*3}。

特殊肥料には、魚かすや米ぬかのように、農家の経験と五感により品質を識別できる肥料もありますが、一方、堆肥のように品質が多様で、その価値が主成分の含有量のみならず土壌改良的な効果も見込めるものもあるため、主成分量の多少のみで一時的な評価を行うことができない肥料についても指定されています。

特に、堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料については、

- ① 肥料銘柄毎の品質のばらつきが大きく、肥料の種類から品質を識別することが困難である。
- ② 肥料成分を一定量含有し、かつ、全国的に施用実績がある。
- ③ 上記のことから、適正な表示が必要である。

以上により、法令等で定められた項目について品質表示をおこなう必要^{*4}があります。

特殊肥料を生産するためには生産事業場のある都道府県知事に「特殊肥料生産業者届出書」を届け出る必要があります。

また、特殊肥料を輸入するためには、荷揚げ港のある都道府県知事に「特殊肥料輸入業者届出書」を届け出る必要があります。

※3 特殊肥料等の指定(昭和25年6月20日 農林省告示 第177号の一)

※4 特殊肥料の品質表示基準(平成12年8月31日 農林水産省告示 第1163号)

2 普通肥料

「特殊肥料」以外のものは「普通肥料」となります。

普通肥料には原則として「公定規格」^{*5}が定められています。

公定規格に適合したものは、普通肥料として「登録」することができます。

登録することによって初めて、生産や輸入することが認められます。

また、普通肥料や特殊肥料等を決まりに従い配合する場合(詳しくは、「指定混合肥料となる要件」を参照)には、「届出」のみで生産や輸入することができます(これらの肥料を「指定混合肥料」と呼んでいます)。

普通肥料のうち、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものは、「特定普通肥料」に指定されます。

※5 手引(公定規格・材料編)11頁参照

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日 農林水産省告示 第284号)

3 その他

肥料の定義に当てはまる肥料でも、「特殊肥料」としては定められておらず、適合する公定規格が設定されていないものもあります。このようなものは、生産、輸入、販売のいずれもできません。「特殊肥料」として指定されるか、「公定規格」が設定され、「届出」や「登録」ができるようになってから、生産や輸入することが可能になるという点に注意してください(なお、一定の条件を満たせば、「仮登録」をとることができ、生産や輸入が認められるという特例があります。)

【異物混入の禁止】

肥料は、基本的に公定規格や特殊肥料等の指定に記載された(植物の栄養になる)肥料成分を含む原料のみを使って生産したものとなります。その他、その肥料の固結を防止するなど、法令により定められた目的のためだけに使用される「材料」を使うことは認められます。植物の栄養にならず、定められた目的とは異なる目的の物質を使用することはできません。輸入に当たっても、このように生産されたものしか輸入できません。

特に、肥料の品質を低下させるようなものについては、「異物」として肥料中に混入することを禁止しており、混入した場合には罰則があります。

【肥料の品質の確保等に関する法律の適用の除外】

1 輸出用肥料

輸出しかしない肥料については、その肥料の種類と「輸出用」と表示すれば、肥料制度は適用されません。したがって、登録や届出は必要ありません。

2 工業用、飼料用とする肥料

生産(輸入)した肥料を、工業用や飼料用とする場合、農林水産大臣や都道府県知事が指定した種類の肥料については、その肥料の種類と「工業用」や「飼料用」である旨の表示をすれば、肥料制度は適用されません。

【肥料制度を遵守する義務のある者 ー生産業者、輸入業者、販売業者ー】

この肥料制度に従わなければならない者は、1～3に該当する者です^{※6}。

1 生産業者

肥料原料や肥料を配合したり、加工したり、採取などの生産行為を行う、肥料を生産する者が「生産業者」です。

(なお、生産した肥料を販売(譲渡)する場合、販売業者にも該当します。)

2 輸入業者

肥料を輸入し、生産行為を行わずにそのまま販売(譲渡)する者が「輸入業者」です。(肥料原料を輸入し、国内で上記生産行為により肥料を生産する場合は、生産業者に該当します。)

3 販売業者

肥料を販売(譲渡)する者が「販売業者」です。

なお、以上の1～3に当てはまる者は、次の(1)～(3)の事項にもご留意ください。

(1) 肥料を生産・輸入しても、その全量を自分で施用する場合(自家消費の場合)は、この肥料制度の対象となりません。

(2) 有償無償にかかわらず、他の誰かに肥料を譲渡する場合、この制度にしたがう義務が生じます。

(3) 他の誰かに譲渡することを繰り返し継続して行う(反復継続する)計画がある場合に、この制度にしたがう義務が生じます。

したがって、何かのイベントで1回だけ肥料を配布する場合などでは、この肥料制度に従う義務はありません。また、結果的に1回だけであったとしても、2回以上肥料を誰かに譲渡するつもりでいるのであれば、制度にしたがう義務があります。

※6 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第四項(昭和25年5月1日 法律第127号)

【登録と届出】

肥料を生産又は輸入する場合には、一肥料ごとに、普通肥料では肥料登録の申請が、また、指定混合肥料及び特殊肥料は生産の旨を記した届出が必要です。

なお、普通肥料の登録は、公定規格に適合したものだけが登録できます。また、特殊肥料の届出は、特殊肥料の指定に適合するものだけが届出できます。

公定規格では、肥料を100以上の種類に分類し、その種類ごとに最低限含まれていなければならない肥料成分の量や有害成分の規制値などが定められています。特殊肥料の指定では、肥料を47の種類に分類しています。

肥料の登録(届出)をする場合、その肥料の原材料(肥料生産にあたり使用する物質全てを指します。)と、生産工程の両方から、どの種類の肥料に該当す

るかを調べます。さらに、その肥料の主成分（窒素、りん酸、加里等）や、有害成分の含有量が、公定規格に適合しているかどうか調べることで、登録可能かどうか判明します（下記フローの手順参照）。

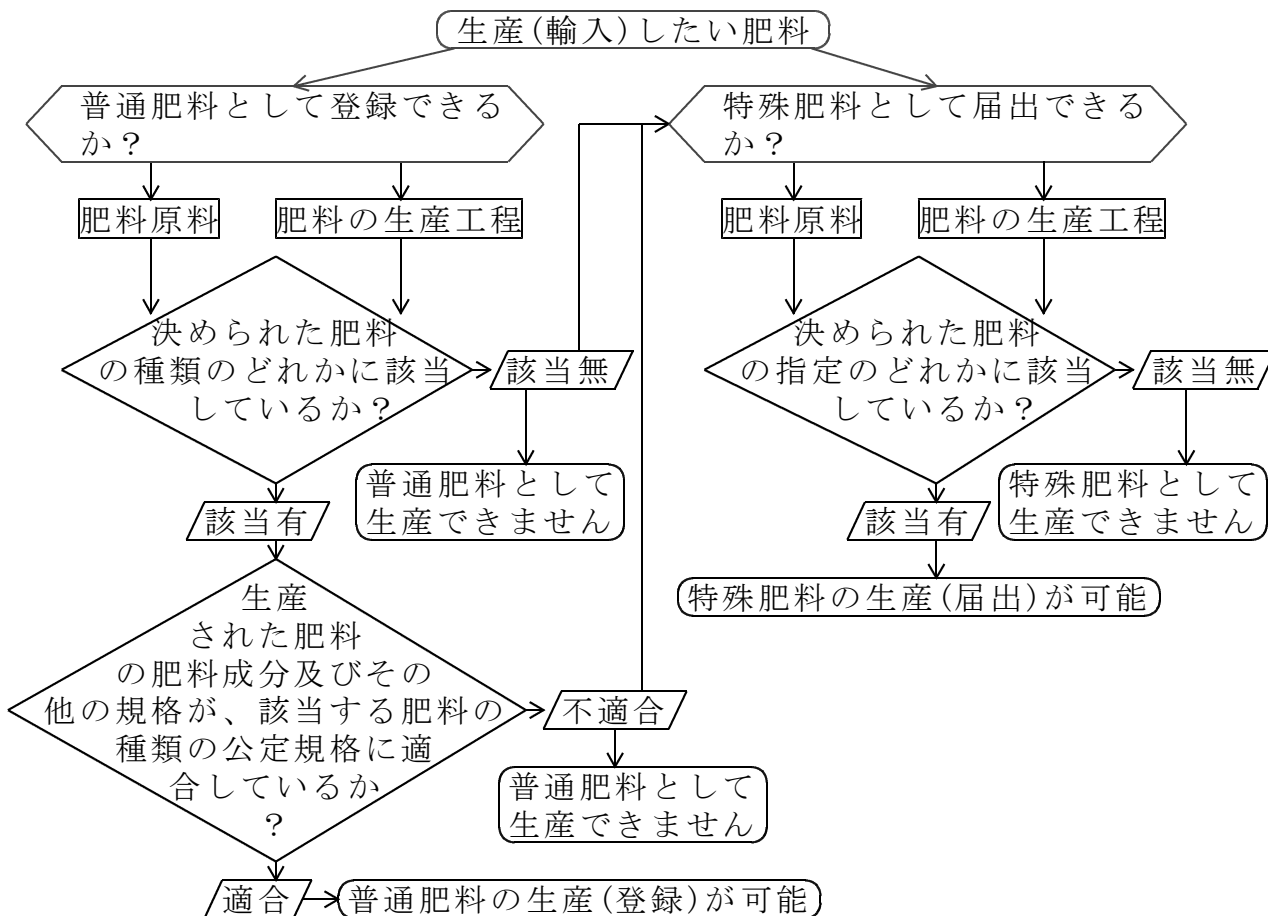


図1 生産する肥料の、普通肥料の公定規格または特殊肥料の指定についての適合確認フロー

肥料の取扱いについては、登録又は届出をしないと、その生産、輸入、販売（譲渡）ができないこととなっておりますが、その概要は次のとおりです。

1 特殊肥料

都道府県知事に下記のとおり届け出ることにより、生産、輸入、販売することができます。

- (1) 生産する場合：特殊肥料生産業者届
- (2) 輸入する場合：特殊肥料輸入業者届
- (3) 販売（譲渡）する場合：肥料販売業務開始届

具体的な届出方法については、別紙資料「特殊肥料生産の手引き -届出と表示について-」を参照ください。

2 普通肥料

(1) 生産する場合

ア 公定規格に適合する肥料

肥料の種類に応じ、農林水産大臣または都道府県知事に登録する必要があります。

登録申請を農林水産大臣あてにするか、都道府県知事あてにするかの目安は、次のとおりです。

- a 農林水産大臣あてに登録申請する肥料
 - 化学的な方法により生産される肥料
 - 肥料として微量で足りる成分を含有している肥料
 - 汚泥を含有している肥料
 - 施用方法によっては、人畜に被害が生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして指定された肥料
 - b 都道府県知事あてに登録申請する肥料
 - 天然物由来の有機物質のみからなる肥料
 - 石灰質肥料
 - 都道府県をまたがっていない農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合または、たばこ耕作組合連合会が配合して生産する肥料
- 根拠法令：肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年6月20日 政令第198号)

イ 指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料・特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料)
肥料の種類に応じ、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出る必要があります。

届出を農林水産大臣あてにするか、都道府県知事あてにするかの目安は、次のとおりです。

- a 農林水産大臣あてに届出する肥料
 - 化学的な方法により生産された肥料を配合又は造粒等の加工をする場合
 - 化学的な方法で生産された肥料に特殊肥料や土壌改良資材を混合する場合
- b 都道府県知事あてに届出する肥料
 - 有機質肥料や石灰質肥料を配合又は造粒等の加工をする場合
 - 有機質肥料や石灰質肥料に特殊肥料や土壌改良資材を混合する場合
 - 特殊肥料に土壌改良資材を混合する場合
 - 都道府県をまたがっていない農協等が生産する場合

(2) 輸入する場合

ア 公定規格に適合する肥料

農林水産大臣又は都道府県知事あてに登録申請する必要があります。

イ 指定混合肥料(登録された肥料のみを、決まりに従い単に配合したもの)
農林水産大臣又は都道府県知事あてに届け出る必要があります。

(3) 販売する場合

都道府県知事あてに肥料販売業務開始届出書を届け出る必要があります。

【登録証】

普通肥料の登録事務が完了すると、農林水産大臣又は都道府県知事から登録証が交付されます。

登録証は主たる事務所に備え付ける必要があります。また、生産業者は登録証の写しを、生産する事業場(工場等)に備え付ける必要があります。

なお、登録証の有効期間の更新、申請事項が変更になった場合や、登録証を紛失してしまった場合は、当該部署に該当する申請(届出)書を提出する必要があります。事務が完了すると、登録証が更新、書換交付または再交付されます。

【登録の有効期間更新】

普通登録肥料には、登録有効期間があります。有効期間は、肥料の種類により登録日から3年もしくは6年になっています。

登録した肥料を、有効期間を越えて継続して生産や輸入するためには、有効

期間を延長（「有効期間の更新」といいます。）する必要があります。この場合、肥料の登録有効期間の更新申請をしなければなりません。

【生産や輸入についての登録・届出をした後、申請内容を変更した場合や再交付の必要がある場合、登録を廃止する場合の各種申請・届出】

特殊肥料の生産や輸入の届出、登録(または更新)申請、指定混合肥料の生産や輸入の届出をした後、届出や申請内容に変更がある場合は、変更の届出または申請の手続きが必要です。

1 特殊肥料について

生産や輸入にあたって届出した内容に変更がある場合は、変更した日から2週間以内に都道府県知事へ届け出なければなりません。

生産や輸入をやめたときも同様に届け出る必要があります。

2 登録肥料について

登録または更新した後、以下の事項に変更が生じた場合や、変更しようとする場合は、登録申請先（農林水産大臣や都道府県知事、あるいは独立行政法人農林水産消費安全技術センター）へ届け出なければなりません。

またその変更事項が、登録証に記載されている事項の場合は、登録証の書替の申請をすることになります。

登録証をなくしたなど再交付が必要な場合は再交付の申請をすることになります。

生産や輸入をやめたときは失効届を届け出る必要があります。

(1) 個人で登録申請した肥料について、氏名または住所を変更した場合。

法人で登録申請した肥料について、法人の名称、主たる事務所の所在地または代表者を変更した場合。

(変更後2週間以内に届け出る必要があります。)

(2) 生産する事業場(工場)の名称や所在地が変更した場合。

(変更後2週間以内に届け出る必要があります。)

(3) 保管する施設の所在地が変更した場合。

(変更後2週間以内に届け出る必要があります。)

(4) 登録を取った肥料の生産や輸入事業を相続した場合。

(相続した日から2週間以内に届け出る必要があります。)

(5) 登録を取った法人が、合併や分割して肥料生産や輸入事業を承継した際に上記事項のいずれかに変更があった場合。

(合併もしくは分割した日から2週間以内に届け出る必要があります。)

(6) 登録証をなくしたり、汚した場合。

(7) 肥料の名称を変更しようとする場合。

(該当肥料の名称を変更する前に変更申請を届け出る必要があります。)

(8) 登録した法人が解散した場合。

(解散後速やかに全ての肥料の失効届を届け出る必要があります。)

(9) 肥料の生産や輸入をやめた場合。

(やめた後速やかに該当肥料の失効届を届け出る必要があります。)

(10) 保証成分量などを変更した場合。

(変更前に、該当肥料を新規に登録申請して登録を取った後、速やかに変更前の肥料の失効届を届け出る必要があります。)

(11) 登録の有効期間が終了した場合。

(終了後、速やかに該当肥料の失効届を届け出る必要があります。)

3 指定混合肥料(指定配合肥料・指定化成肥料・特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料)について

生産や輸入にあたって届出した内容に変更がある場合は、変更した日から2

週間以内に届け出先（農林水産大臣か都道府県知事）へ届け出なければなりません。

生産や輸入をやめたときも同様に届け出る必要があります。

【販売業務開始の届出】

生産業者、輸入業者、販売業者は、（販売帳簿処理をおこなう）事業場のある都道府県全てに届出を行う必要があります。届出は業務を始めてから2週間以内に行ってください。

届け出た内容に変更があった場合は、その日から2週間以内にその旨を都道府県知事あてに届け出なければなりません。

【肥料内容についての表示義務】

肥料には、次の事項を表示しなければならないこととなっています。

1 保証票

普通肥料については、「保証票」を必ず添付してください。

保証票には、肥料の種類や名称、含有している肥料成分の量、生産や輸入した者の氏名や住所などを表示します。

「保証票」の様式は、生産の場合、輸入の場合、汚泥を原料とする場合、袋の詰め替えをした場合、指定配合肥料の場合などでそれぞれ様式が異なります。

2 「堆肥」、「動物の排せつ物」若しくは「混合特殊肥料」についての表示

特殊肥料のうち、「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」については、品質表示をしてください。

品質表示には、1と同様に、肥料の種類や名称、含有している肥料成分の量、生産や輸入した者の氏名や住所などを表示します。

3 特殊肥料一般の表示

特殊肥料のうち、2以外のものについては、別に定めている様式で表示をします。表示内容は、肥料の種類や名称、生産や輸入した者の氏名や住所などです。

4 施用上の注意等の表示

この他、施用上の注意等が必要なものについては、農林水産大臣が表示しなければならない内容を告示しています。

【帳簿の備え付けの義務】

肥料を生産、輸入、販売する者は、次の帳簿を備え付けていなければなりません。

なお、この帳簿は2年間保存しなければなりません。

1 生産業者について

(1) 生産する事業場（工場）ごとに帳簿を用意し、肥料を生産したときは、以下の事項を記載します。

- ① 生産した年月日
- ② 生産した肥料の名称
- ③ 生産した肥料の数量

原料等の記載が必要な肥料については、以下の事項も記載します。

- ④ 表示に記載のある原料や材料の名称
- ⑤ 原料の使用量
- ⑥ 原料の購入先
- ⑦ その他

(2) 事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入し、輸入し、販売した場合（農家への販売は含みません。）は、以下の事項を記載します。

- ① 肥料の名称
- ② 肥料の数量
- ③ 購入・輸入・販売した年月日
- ④ 購入・輸入・販売した相手の氏名又は名称

2 輸入業者と販売業者について

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入し、輸入し、販売した場合（農家への販売は含みません。）は、次の事項を記載します。

- ① 肥料の名称
- ② 肥料の数量
- ③ 購入・輸入・販売した年月日
- ④ 購入・輸入・販売した相手の氏名又は名称

【農林水産大臣や都道府県知事への報告】

肥料の品質の確保等に関する法律では、必要があると認めるときは、農林水産大臣や都道府県知事は、生産業者、輸入業者、販売業者などに報告を求めることができることとされています。

現在、生産業者と輸入業者は、農林水産大臣へ以下の事項を、毎年、銘柄ごとに報告することとなっています。

- ① 年間の生産数量、輸入数量、販売数量
- ② 登録した普通肥料の生産に使用した原料、材料、混入が認められた異物の名称とその数量

【立入検査】

この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、農林水産省の職員、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員、都道府県の職員が、生産業者・輸入業者・販売業者の事務所、工場、運送業者関係、倉庫、肥料を施用する者の事業場、ほ場などに立入検査を行うこととなっております。

立入検査の際、肥料や肥料の原料を、検査のため無償で頂くこと(収去)ができることとなっておりますので、ご理解のほど願います。

また、立入検査により収去した肥料等の検査の結果は、公表されます。

立入検査は、原則として事前の連絡なし(無通告)で工場や事務所に伺います。そのため、立入検査にお伺いしたとき、担当者が不在である場合も生じますが、最小限の立入検査ができるよう、生産・輸入・販売に関する書類、【帳簿の備え付けの義務】に記載した帳簿については、担当者以外の誰でもわかるよう、整理して所在を明確にしておいてください。

II 肥料登録申請、届出にかかる事項の決まり

【肥料の名称について】

登録肥料の登録申請や、指定混合肥料、特殊肥料の生産の届出に際し、申請者が決めた肥料の名称で申請・届出することになりますが、名称を決めるに当たり、以下に示す決まりからはずれることのないよう注意して名称をつけてください。

1 全ての肥料について

(1) 肥料の主成分、原材料または施肥効果について、誤解を生ずる恐れのある名称をつけることはできません。

いけない例 各成分量が5%に満たないにもかかわらず「園芸用肥料555」とする
など

例2 家畜の生糞であるにもかかわらず「家畜糞100%堆肥」とするなど。
〔醗酵していない家畜糞は特殊肥料の「動物の排せつ物」に指定されているのに、堆肥と名乗るのは誤解を生ずる。〕

例3 肥効が有限であるにもかかわらず「永久効果肥料」とするなど。

(2) 他人の商標を名称に使用し、名称が重複することで問題となることばしばあります。登録商標などになっていないかどうかを各自事前に調査し、問題ないことを確認してから名称につけてください。

(3) 他人の名称、他の会社名、他人(他社)の商標、他人(他社)の商号などについては、使用しても問題ないかどうか十分確認の上、肥料の名称に使用してください。

2 普通肥料について

(1) 全ての普通肥料について

ア 申請者が申請する「保証する主成分の種類」または「保証成分量」が異なるものごとに、異なる名称としてください。

イ 肥料の登録先や届出先が、農林水産大臣と都道府県知事の両方になる場合には別々の名称をつけ、それぞれに登録申請や届出をしてください。その場合、保証する主成分の種類や保証成分量が同じであったとしても、別々の名称としてください。

いけない例 有機質原料と椰子灰の組み合わせによる化成肥料(大臣登録)の他、有機質原料と骨灰の組み合わせによる化成肥料(知事登録)を上記大臣登録肥料と同じ名称で登録申請するなど。

ウ 保証する主成分の種類や保証成分量が同じであったとしても、登録肥料と指定配合肥料の両方がある場合は、別々の名称としてください。

エ ふりがなつきの名称や、^{あだな} 図案を用いた名称をつけることはできません。

いけない例 渾名肥料 584 長肥料 ㊦印肥料 ☆◇肥料 🍷肥料

オ 「高度」の文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里のうち、2つ以上の成分を保証していて、窒素、りん酸、加里のそれぞれの成分(全量、く溶性、水溶性成分など)の内、最も多い保証成分の合計量が30%以上の場合作りに限ります。

いけない例 保証成分がP30%のみにもかかわらず、高度蒸製骨粉とするなど。

例2 保証成分がN:P=9%:20%なのに、高度肉骨粉とするなど。

例3 保証成分がAN=8%、CP=15%、WP=10%、CK=5%、WK=4%の肥料の場合、Nで最も多い成分がANで8%、PではCPが15%、KではCKが5%であり、N+P+K=8+15+5=28なのに、高度化成肥料とするなど。

カ 都道府県標準複合肥料と紛らわしい文字(「〇〇県」、「標準」、「基準」、「奨励」など)を、都道府県標準複合肥料ではない肥料の名称とすること

はできません。

キ 「完全」などの文字を肥料の名称の中に用いる場合は、窒素、りん酸、加里の3成分とも保証している場合に限ります。

いけない例 完全魚かす粉末肥料 等(魚かす粉末は加里の保証はない)

ク 肥料中に有機質の原料を使用したことを名称で表したいときは、どのような有機質の原料を用いた場合でも、「有機入り」の文字で表してください。ただし、その有機質の原料由来の窒素量は0.2%以上含んでいる必要があります。

(化成・配合肥料の場合。有機質原料100%の有機質肥料は「有機入」でなくとも「有機」の文字を使用して構わない<H28.2.4農水省より確認済み>)

(2) 登録肥料について

ア 該当する「肥料の種類」以外の肥料の種類を、その肥料の名称中に用いることはできません。

イ 「りん安」「りん酸アンモニア」を肥料の名称とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ と $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$ の含有量の合計が70%以上の場合に限ります。

ウ 「りん酸一アンモニア」「りん酸二アンモニア」を肥料の名称とする場合は、それぞれの化学物質が90%以上の割合である場合に限ります。

エ 肥料の原料名を名称中に入れる場合は、「磷安」「硫磷安」「尿素磷安」「塩磷安」「磷硝安」「硝酸加里」などの文字は用いても構いませんが、それ以外の場合は、公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を用いることを原則とします。

(3) 指定配合肥料について

公定規格の「肥料の種類」欄に書かれている種類名を名称中に用いる場合は、その指定配合肥料が、その肥料の種類の公定規格に適合している場合に限ります。

参考：肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料について(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号)

【植物に対する害に関する栽培試験について】

千葉県では標記試験を行いませんので、該当する肥料(乾燥菌体肥料)の登録申請前に、標記試験が実施可能な機関で発行された試験成績書をご用意ください。

参考：植物に対する害に関する栽培試験の方法(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農蚕園芸局長通知)

供試肥料等

登録申請時に提出する肥料見本と同等品をご用意ください。

提出量、容器・包装の方法等については、試験実施機関にお問い合わせください。

なお、該当する肥料の種類、原料、生産工程、分量等について、事前にとりまとめておかれることをお薦めします。

栽培試験方法について、植物に対する害に関する栽培試験の方法(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農産園芸局長通知)のとおり実施されるか、ご確認ください。

試験の結果について

次頁の試験成績取りまとめ様式(例)の項目に適合した成績書について、必要書類、肥料見本、申請手数料とともに申請受付窓口まで提出ください。

例 供試肥料の植物に対する害に関する栽培試験

依頼者 ○○株式会社

- 1 試験機関の名称及び所在地
- 2 試験担当者の氏名
- 3 試験の目的

4 試験の設計

(イ) 供試肥料の種類及び名称並びに分析成績

	肥料の種類	肥料の名称	分析成績(%)	
			水分	必要な保証成分項目
供試肥料				

(ロ) 供試土壌の土性、沖積土または洪積土の別等

土性	沖積土又は洪積土の別	pH	交換(置換)酸度	電気伝導率 mS/cm	塩基置換容量(陽イオン交換容量) meq/乾土100g	容積重 g/風乾土500ml	最大容水量 乾土当たり重量%

注) 供試土壌は、土性が壤土または砂壤土の、沖積土または洪積土とする。

(ハ) 供試作物の種類及び品種

供試作物は、原則として「こまつな」とする。

(ニ) 施用の設計及び試験区の名称

試験区 No.		施用量 (g/鉢)	成分量(mg/鉢)	備考
			必要な保証成分項目	
供試肥料区	標準施用区 T			
標準区	標準施用区 S			

注) 標準区はN、P₂O₅及びK₂Oとして、それぞれ一鉢あたり25mgに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰または塩化加里を施用した試験区とする。

(ホ) 栽培方法

施肥	は種	収穫	施設
年月日	年月日	年月日	

5 管理の状況

土壌充てん	土壌水分調整	追肥	農薬散布
年月日	年月日	年月日	年月日

6 試験結果

試験区 No.	ポ ット No.	発芽調査成績			生育調査成績				異常 症状	
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日				
		発芽率 (%)	発芽率 (%)	発芽率 (%)	葉長 (cm)	葉長 (cm)	生体重 (g/鉢)	生体重 指 数		
供 試 肥 料 区	T	1 ～ 8								
	平均									
標 準 区	S	1 ～ 8								
	平均									

注)発芽調査は2～3回行う。また、生育調査は2回行い、最終回には地上部を収穫し、生体重等を量る。

7 考察

試験成績についての考察(供試区の、発芽時の害、生育期間中の生育障害等について、標準区または対照肥料区との比較検討内容。)を記載する。

8 試験機関の責任者の証明

添付資料

発芽調査(発芽後5～7日)、生育調査(試験終了時：原則播種後3週間)等、栽培経過・結果をカラー写真で撮影したもの。

【指定混合肥料となる要件】

登録肥料、届出肥料又は指定された土壌改良資材のみを配合した肥料で、指定された材料を使用することもでき造粒も可能です。

届出で生産することができ、次の区分があります。

- 1 普通肥料＋普通肥料(単純配合、水造粒)・・・指定配合肥料
 - 2 普通肥料＋普通肥料(造粒)・・・指定化成肥料
 - 3 普通肥料＋特殊肥料・・・・・・・・特殊肥料等入り指定混合肥料
 - 4 普通肥料＋土壌改良資材・・・・・・・・
 - 5 特殊肥料＋土壌改良資材・・・・・・・・
 - 6 普通肥料＋特殊肥料＋土壌改良資材
- } 土壌改良資材入り
指定混合肥料

【指定混合肥料の原料の制限（共通）】

以下の原料は、使用できません。

- ①事故肥料
- ②異物が混入された肥料
- ③硝酸化成抑制剤が使用された肥料（一部は使用可）
- ④汚泥肥料、特定普通肥料
- ⑤管理措置をしていない牛由来の原料を使用した肥料

以下の原料は、条件を満たせば使用できます。

- ①液状の肥料
- ②強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料(配合等に伴う化学変化による品質低下の問題がない場合)

【指定配合肥料】

- ・登録済の肥料だけを原料として配合（水造粒・水成形）をした肥料
- ・保証成分については、従来の設計保証に加えて、最終製品や配合原料の分析結果による保証も可能になりました。
- ・原料が保証していない成分であっても、分析値が当該原料の公定規格で保証可能な成分の規格を満たしていれば保証が可能になりました。
- ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。
- ・設計保証では使用できる材料は固結防止材のみですが、最終製品を分析保証した場合、固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材の6種類の使用が可能になりました。

【指定化成肥料】

- ・登録済の肥料のみを配合し、造粒等の加工をした肥料
(造粒又は成形(水以外の材料を用いるもの)、これらに伴う圧ぺん、粉碎。
加熱、乾燥、冷却等の加工をした肥料)
- ・最終製品の分析値による保証（設計保証はできない）
- ・原料が保証していない成分であっても、分析値が当該原料の公定規格で保証可能な成分の規格を満たしていれば保証が可能になりました。
- ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。
- ・固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色材、粒状化促進材の7種類の使用が可能になりました。

【特殊肥料等入り指定混合肥料】

- ・普通肥料に特殊肥料を原料として配合した肥料(造粒等の加工をしたものを含む)

- ・含水率50%以上の堆肥等は使用できません。
- ・分析により、品質低下(4週間)を起こさないことを確認できれば、液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料の配合等も可能になりました。

①普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料)＋特殊肥料(堆肥や草木灰・動物の排せつ物の燃焼灰・貝殻肥料等アルカリ性の強いもの)⇒そのまま混合可能

②普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料)＋特殊肥料(米ぬか・コーヒークサ等)⇒品質低下を起こさないことを確認した上で使用可能

③普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料以外)＋特殊肥料(米ぬか・コーヒークサ等)⇒そのまま混合可能

④普通肥料(石灰質肥料・けい酸質肥料以外)＋特殊肥料(堆肥や草木灰・動物の排せつ物の燃焼灰・貝殻肥料等アルカリ性の強いもの)⇒品質低下を起こさないことを確認した上で使用可能

- ・固結防止材、飛散防止材、浮上防止材、組成均一化促進材、効果発現促進材、着色剤、粒状化促進材の7種類の使用が可能になりました。
- ・成分表示については、原料に使用した普通肥料の保証成分又は特殊肥料の表示すべき成分の表示をすることが義務付けられています。また、最終製品を分析することで、原料に使用した普通肥料の公定規格の最低含有量以上含まれている場合は、保証成分等以外の成分を表示できます。同様に特殊肥料の表示可能な最低含有量以上含まれている場合も表示できます。

【土壌改良資材入り指定混合肥料】

- ・普通肥料や特殊肥料に指定土壌改良資材を混合した肥料(造粒等の加工をしたものを含む)
- ・普通肥料＋特殊肥料＋指定土壌改良資材の組み合わせも可能です。
- ・地力増進法で指定された次の9種の土壌改良資材が使用できます。
 - ①泥炭 ②腐食酸質資材(普通肥料以外) ③木炭 ④けいそう土焼成粒
 - ⑤ゼオライト ⑥バーミキュライト ⑦パーライト ⑧ベントナイト
 - ⑨VA菌根菌資材
- ・使用できない原料や原料の組み合わせの規定、使用できる材料等は上記の【特殊肥料等入り指定混合肥料】と同じです。
- ・成分表示についても【特殊肥料等入り指定混合肥料】と同じですが、土壌改良資材中の成分は考慮しません。

Ⅲ. 参考資料

- 1 肥料の登録・届出の申請・届出手続き方法について
手引きの申請・届出編を参照ください。
- 2 保証票の記載方法、表示方法について
手引きの保証票編を参照ください。
- 3 肥料の種類及び、各肥料の種類ごとの公定規格、生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類、並びに材料の種類について
手引きの公定規格編を参照ください。